

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内 共 第 7 号	東臼杵郡美郷町西郷 田代 1 番地	西郷漁業協同組合 外 5 組合	<p>1 耳川本流及び支流の内共第 7 号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、ふな、おいかわ、わかさぎ、やまめ及びもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限 手釣・竿釣 あゆ、やまめ、おいかわ、わかさぎ 1 本 こい、ふな、うなぎ 3 本以内 あゆ引きかけ 1 本 かなつき 1 本 筒うけ 20 個以内 かご 3 個以内</p> <p>3 全長制限 (1) 全長 10cm 以下のこいは採捕してはならない。 (2) 甲羅の幅 5cm 以下のもくずがにには採捕してはならない。</p>	<p>1 やまめ 1日 2,000 1年 4,000 その他 1日 1,000 1年 3,000</p> <p>2 小学生以下は無料とし、中学生又は肢体不自由者は半額とする。</p> <p>3 遊漁の現場で納付するときは、100円を加算する。</p>	西郷漁業協同組合、 美幸内水面漁業協同組合、 余瀬飯谷漁業協同組合、 耳川漁業協同組合、 諸塚漁業協同組合、 椎葉村漁業協同組合、 指定のオンラインシステム、 指定の販売所又は 漁場監視員に納付